

# 入所利用料金表

## 【1】保険給付の自己負担額

### \* 施設サービス費

介護保険制度では要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

以下は1日あたりの自己負担分(1割)です。

また、「基本型」「在宅強化型」は重複していただくことはありませんが、施設での在宅復帰率、ベッド回転率等の「在宅復帰・在宅療養支援等指標」に基づき変動いたします。

尚、一定以上所得のある方は2割または3割負担となりますので負担割合証をご確認いただき、ご提示をお願いします。

要介護度	【基本型】	【在宅強化型】
	ユニット型個室	ユニット型個室
要介護1	802円	876円
要介護2	848円	952円
要介護3	913円	1,018円
要介護4	968円	1,077円
要介護5	1,018円	1,130円

### ◆ 各種加算料金

夜勤職員配置加算	24円/日	施設基準に適合して、夜勤を行う介護職員・看護職員を配置している施設に加算
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	258円/回	入所日から3ヵ月以内の期間に集中的なリハビリテーションを行った場合(厚生労働省に情報を提供)
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	200円/回	入所日から3ヵ月以内の期間に集中的なリハビリテーションを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	240円/回	認知症の方に対し、入所日から3ヵ月以内の期間に集中的なリハビリテーションを行った場合(居宅等を訪問した場合)
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	120円/回	認知症の方に対し、入所日から3ヵ月以内の期間に集中的なリハビリテーションを行った場合
若年性認知症入所者受入加算	120円/日	若年性認知症入所者を受入れ、ご本人の特性や希望を踏まえた介護サービスを提供した場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ・Ⅱ	51円/日	在宅復帰に向け、厚生労働省の定める在宅復帰・在宅療養支援等指標 その他要件を施設側が満たした場合 ※Ⅰ Ⅱは重複していただくことはありません。 ※指標に併せた取り組み、体制等により変動があります。
外泊時費用	362円/日	外泊の初日と施設に戻られた日は、入所日同様の扱いとなり、外泊扱いになりません
外泊時費用(在宅サービス利用)	800円/日	
初期加算Ⅰ	60円/日	急性期医療機関の一般病棟入院後30日以内に退院し、老健に入所した場合(30日間に限り算定)
初期加算Ⅱ	30円/日	入所した日から30日間に限り算定
再入所時栄養連携加算	200円/回	当施設の管理栄養士と入院中の医療機関の管理栄養士が相談の上、栄養ケア計画を作成した場合、入所日に算定

入所前後訪問指導加算Ⅰ	450 円/回	入所予定日前後ご利用者宅を訪問し、退所に向けた施設サービス計画や診療方針を決定した場合
入所前後訪問指導加算Ⅱ	480 円/回	入所前後訪問指導加算Ⅰの内容に加え、具体的な改善目標を定め、退所後の支援計画を策定した場合
試行的退所時指導加算	400 円/回	試行的に退所する場合、ご利用者及びご家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合
退所時情報提供加算Ⅰ	500 円/回	退所後の主治医または他の社会福祉施設等に対して、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合
退所時情報提供加算Ⅱ	250 円/回	医療機関へ退所時、心身の状況等の提供を行った場合
入退所前連携加算Ⅰ	600 円/回	入退所前連携加算Ⅱの要件に加え、入所前後に、居宅介護支援事業者に必要な情報を提供し、退所後の居宅サービス利用等の調整を行った場合
入退所前連携加算Ⅱ	400 円/回	居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス利用等の利用方針を定めた場合
退所時栄養連携加算	70 円/回	管理栄養士が、退所先の医療機関に対して、栄養管理に関する情報を提供した場合（厚生労働省に情報を提供）
訪問看護指示加算	300 円/回	訪問看護の利用が必要と医師が認め、訪問看護ステーションに対して、訪問看護指示書を交付した場合
ターミナルケア加算 死亡日 45～31 日前 死亡日 30～4 日前 死亡日 3～1 日前 死亡日	72 円/日 160 円/日 910 円/日 1,900 円/日	医師が医学的知見に基づき回復の見込が見えないと診断し、ご利用者又はご家族等の同意を得て、ターミナルケア計画を作成され、医師、看護師、支援相談員、介護職員等が協働して、随時説明を行い、同意を得てターミナルケアを行った場合
療養食加算	6 円/食	疾病治療の直接手段として、医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合
栄養マネジメント強化加算	11 円/日	多職種で共同して作成した栄養ケア計画に従い、食事の観察を行い、調整をしている場合（厚生労働省に情報を提供）
経口移行加算	28 円/日	経口摂取を進めるために、多職種共同で経口移行計画を作成し、管理栄養士等による栄養管理等が行われた場合
経口維持加算Ⅰ	400 円/月	誤嚥が認められるご利用者について、多職種が共同で経口維持計画を作成し、特別な管理を行った場合
経口維持加算Ⅱ	100 円/月	経口維持加算Ⅰを算定しているご利用者が、食事摂取を支援するための会議等に、医師、歯科医師等が参加した場合
口腔衛生管理加算Ⅰ	90 円/月	歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行い、介護職員へ指導等を行い、相談等に対応した場合
口腔衛生管理加算Ⅱ	110 円/月	歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行い、介護職員へ指導等を行い、相談等に対応した場合（厚生労働省へ情報提供）
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ（イ）	140 円/回	入所前の主治医と連携し、服用薬剤の総合的な評価等を行い、退所時その変更の経緯等の情報提供を行った場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅰ（ロ）	70 円/回	施設において、服用薬剤の総合的な評価・指導を行い、退所時その変更の経緯等の情報提供を行った場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅱ	240 円/回	（Ⅰ）イ又はロを算定している施設が、入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、その情報を活用した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算Ⅲ	100 円/回	（Ⅱ）を算定している施設医と、かかりつけ医が共同し評価調整を行い、処方されていた薬剤を1種類以上減少させた場合
緊急時治療加算	518 円/日	ご利用者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要な場合に、緊急的な治療管理を行った場合（1月に1回3日を限度）
所定疾患療養費Ⅰ	239 円/日	所定の疾病を発症した場合において投薬等の治療を行った場合（肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎、慢性心不全増悪）
所定疾患療養費Ⅱ	480 円/日	感染症対策に関する研修を受講している施設医が、Ⅰを行った場合

認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円/日	認知症の行動・心理状態が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に入所が必要となった場合（7 日限度）
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ	53 円/月	(Ⅱ)に加え、多職種共同でリハビリ実施計画等の情報を共有している場合
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ	33 円/月	医師等が共同してリハビリ実施計画を説明し、継続的にリハビリの質を管理している場合（厚生労働省に情報を提供）
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 円/月	褥瘡リスクを入所時に評価し、3か月に1回評価を行い、結果等を厚生労働省に提出。多職種が共同して計画的に管理した場合
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13 円/月	(Ⅰ)の要件を満たし、入所時評価の結果、褥瘡がある方が治癒、または発生リスクがある方について、発生がない場合
認知症チームケア推進加算Ⅰ	150 円/月	認知症介護の指導に係る専門研修等終了者を中心としたチームケアを実施している場合
認知症チームケア推進加算Ⅱ	120 円/月	認知症介護に係る専門研修等終了者を中心としたチームケアを実施している場合
排せつ支援加算Ⅰ	10 円/月	排せつに関して評価し、厚生労働省に提出し活用している。また多職種が協働し計画的に支援した場合
排せつ支援加算Ⅱ	15 円/月	(Ⅰ)を満たし、入所時と比較して排便または排尿が改善し、またはおむつを使用から、おむつの使用なしに改善した場合
排せつ支援加算Ⅲ	20 円/月	(Ⅰ)を満たし、入所時と比較して排便または排尿が改善し、おむつを使用から、おむつの使用なしに改善した場合
自立支援促進加算	300 円/月	定期的に医学的評価を行い、支援計画等を策定し、当該情報を厚生労働省に提出し、適切かつ有効に活用している場合
安全対策体制加算	20 円/回	組織的に安全体制が整備されている場合（入所時1回）
協力医療機関連携加算	50 円/月	協力医療機関と定期的に情報共有の機会があり、病状の急変等の場合の相談・診療・入院の体制を確保している場合
協力医療機関連携加算	5 円/月	上記以外の協力医療機関と連携している場合
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100 円/月	見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、生産性向上ガイドラインに基づき業務改善の成果が確認されている場合
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 円/月	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善の成果が確認されている場合
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10 円/月	感染定法に規定する医療機関との間で新興感染症発生時の対応体制を確保し、研修または訓練1年に1回以上参加している場合
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5 円/月	基準を満たした医療機関から、3年に1回以上、感染制御等の実地指導を受けている場合
新興感染症等施設療養費	240 円/日	厚生労働大臣の定める新興感染症のパンデミック発生時等必要に応じて対策・対応した場合
科学的介護推進加算Ⅰ	40 円/月	入所者毎の基本的情報を厚生労働省に提出し、活用している場合
科学的介護推進加算Ⅱ	60 円/月	入所者毎の基本的情報、疾病、服薬情報等を厚生労働省に提出し活用している場合
サービス提供体制加算Ⅰ	22 円/日	介護福祉士の割合が80%以上、または勤続10年以上の介護福祉士の割合が35%以上
サービス提供体制加算Ⅱ	18 円/日	介護福祉士の割合が60%以上
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に 7.5%加算		

## 【2】当施設として定めた利用料

食費(1日あたり) 2,110円

居住費(1日あたり) ユニット型個室:2,110円

\* 上記「食費」及び「居住費」について、国が定める負担限度額段階(第1段階から第3段階まで)の利用者の自己負担額について《別添資料1》をご覧ください。

- \* 入所者が選定する特別な室料(1日につき) 1,060円  
3階トイレ付個室(りんどう2 りんどう8 ひまわり2)の利用を希望される場合にお支払いいただきます。  
ご希望に際しては、利用料金(自費分)確認表の提出をお願い致します。尚、外泊時にも室料をいただくこととなります。
- \* 日常生活品費(1日につき) 230円  
石鹸、シャンプー、ボディソープ、ティッシュペーパー、トイレトペーパー、ペーパータオル、おしりふきの費用
- \* 教養娯楽費(1日につき) 80円  
レクリエーション、グループワーク等で使用する材料・物品・遊具等の費用
- \* 理美容代 有償ボランティアの美容師の方が不定期に施設へ来所しています。 2,000円
- \* 貸し出しテレビ使用料(1日につき) 165円
- \* その他電化製品使用料(1品目/1日につき) 電気毛布等の電化製品を持ち込んでご利用の場合にお支払いいただきます 45円
- \* エンゼルケア(処置代) 11,000円
- \* 死亡診断書 6,600円

※ おむつ類使用の方に関しましては、施設利用料におむつ代を含みますので、ご利用者のオムツ類にかかるご負担は一切ございません。

# 短期入所療養介護利用 料金表

## 【1】保険給付の自己負担額

### \* (介護予防)短期入所療養介護費

介護保険制度では要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は 1 日あたりの自己負担分(1割)です。

また、「基本型」「在宅強化型」は重複していただくことはありませんが、施設での在宅復帰率、ベッド回転率等の「在宅復帰・在宅療養支援等指標」に基づき変動いたします。

尚、一定以上所得のある方は 2 割または 3 割負担となりますので負担割合証をご確認下さい。

要介護度	【基本型】	【在宅強化型】
	ユニット型個室	ユニット型個室
要支援1	624 円	680 円
要支援2	789 円	846 円
要介護1	836 円	906 円
要介護2	883 円	983 円
要介護3	948 円	1,048 円
要介護4	1,003 円	1,106 円
要介護5	1,056 円	1,165 円

常時看護師による観察が必要な状態の方が、短期入所療養介護費を日帰りにてご利用いただいた場合、特定介護老人保健施設短期入所療養介護費として、提供時間に応じ算定されます。

3 時間以上 4 時間未満	664 円/日
4 時間以上 6 時間未満	927 円/日
6 時間以上 8 時間未満	1,296 円/日

## ◆ 各種加算料金

夜勤職員配置加算	24 円/日	施設基準に適合して、夜勤を行う介護職員・看護職員を配置している施設に加算
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 I・II	51 円/日	在宅復帰に向け、厚生労働省の定める在宅復帰・在宅療養支援等指標 その他要件を施設側が満たした場合 ※ I・II は重複していただくことはありません。 ※ 指標に併せた取り組み、体制等により変動があります。
個別リハビリテーション実施加算	240 円/回	多職種が共同して作成した計画に基づき、個別リハビリテーションを行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円/日	認知症の行動・心理状態が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に入所が必要となった場合 (7 日限度)

緊急短期入所受入加算	90 円/日	介護支援専門員が緊急に短期入所サービスを受ける必要があると判断し、短期入所療養介護を行った場合（介護予防を除く）
若年性認知症入所者受入加算	120 円/日	若年性認知症入所者を受入れ、ご本人の特性や希望を踏まえた介護サービスを提供した場合
重度療養管理加算	120 円/日	厚生労働大臣が定める状態にある、要介護4・5の方に対して計画的な医学的管理、療養上必要な処置を行った場合
利用者に対して送迎を行う場合	片道184 円	送迎を行うことが必要と認められるご利用者に対し、自宅と施設との間を送迎した場合
総合医学管理加算	275 円/日	治療管理を目的とした計画のない短期入所で、診療方針を定め投薬等を行い、かかりつけ医に対して情報を提供した場合
療養食加算	8 円/食	疾病治療の直接手段として、医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合
緊急時治療加算	518 円/日	ご利用者の病状が重篤となり、救命救急医療が必要な場合に、緊急的な治療管理を行った場合（月に1回3日を限度）
口腔連携強化加算	50 円/月	口腔の健康状態評価を、歯科医療機関及び介護支援専門員に対して情報提供した場合
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100 円/月	見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、生産性向上ガイドラインに基づき業務改善の成果が確認されている場合
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 円/月	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善の成果が確認されている場合
サービス提供体制加算Ⅰ	22 円/日	介護福祉士の割合が 80%以上、または勤続10年以上の介護福祉士の割合が 35%以上
サービス提供体制加算Ⅱ	18 円/日	介護福祉士の割合が 60%以上
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)として当該基準に掲げる区分に従い所定単位数に 7.5%加算		

## 【2】当施設として定めた利用料

食費(1日あたり) 朝食:530 円 昼食:850円 夕食:730 円

居住費(1日あたり) ユニット型個室:2,110 円

\* 上記「食費」及び「居住費」について、国が定める負担限度額段階(第1段階から第3段階まで)の利用者の自己負担額について《別添資料1》をご覧ください。

\* 入所者が選定する特別な室料(1日につき) 1,060 円

3 階トイレ付個室(りんどう 2 りんどう 8 ひまわり 2)の利用を希望される場合にお支払いいただきます。ご希望に際しては、利用料金(自費分)確認表の提出をお願い致します。尚、外泊時にも室料をいただくこととなります。

\* 日常生活品費(1日につき) 230 円

石鹸、シャンプー、ボディソープ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ペーパータオル、おしりふきの費用

\* 教養娯楽費(1日につき) 80 円

レクリエーション、グループワーク等で使用する材料・物品・遊具等の費用

\* 理美容代 有償ボランティアの美容師の方が不定期に施設へ来所しています。 1,500 円

※ ご利用の際は、別途お申込が必要です

* <u>貸し出しテレビ使用料</u> (1日につき)	<u>165 円</u>
* その他電化製品使用料(1品目/1日につき) 電気毛布等の電化製品を持ち込んでご利用の場合にお支払いいただきます	<u>45 円</u>
* <u>エンゼルケア</u> (処置代)	<u>11,000 円</u>
* 死亡診断書	<u>6,600 円</u>

※ おむつ類使用の方に関しましては、施設利用料におむつ代を含みますので、ご利用者のオムツ類にかかるご負担は一切ございません。

## 「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が、「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の 第1・第2・第3段階にある次のような方です。

### 利用者負担第1段階

生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方（別世帯の配偶者が住民税課税の場合対象外）

### 利用者負担第2段階

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額と合計所得年金が80万円以下、かつ預貯金の合計650万(夫婦は1,650万円)以下の方

### 利用者負担第3段階①

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額が80万円超120万円以下、かつ預貯金の合計550万(夫婦は1,550万円)以下の方

### 利用者負担第3段階②

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、課税年金収入額が120万円以上で、預貯金の合計が500万(夫婦は1,500万円)以下の方

- 利用者負担第4段階対象のご利用者であっても、一定の条件で負担軽減の対象となる場合がございます。制度の詳細につきましてはお住いの市町村窓口でお尋ねください。

### 負担額一覧表（1日当たりの利用料）

利用者負担区分	食費		利用する療養室のタイプ
	施設入所	短期入所	ユニット型個室
利用者負担 第1段階	300円	300円	880円
利用者負担 第2段階	390円	600円	880円
利用者負担 第3段階 ①	650円	1,000円	1,370円
利用者負担 第3段階 ②	1,360円	1,300円	1,370円

## 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所名	サテライト 介護老人保健施設なかごみ
管理者氏名	山田 宏司

サービスの種類	入所介護 短期入所療養介護
苦情処理担当者氏名	山田 健一

1. ご利用者からの相談、苦情等に対する常設の窓口（具体的な仕組み等の説明）
 

管理者（施設長） 山田 宏司 TEL：0267-63-1721  
 （課長） 山田 健一  
 施設内苦情担当責任者 山田 健一  
 ・入所サービス担当 山浦 康宏  
 ・会計、事務一般担当 篠原 歩
2. 苦情処理手順
  - ① ご利用者から苦情を受け付けた職員は、その内容を的確に把握し、報告書に記入した上で、苦情処理担当者 → 管理者へ報告する。
  - ② 管理者・苦情処理担当者は、報告書を吟味した上で、ご利用者に確認をとる。
  - ③ 苦情の内容により、講ずべき措置について以下の関連諸機関と協議する。
    - イ）佐久市高齢者福祉課またはご利用者の居住する市町村担当課
    - ロ）担当民生委員
    - ハ）かかりつけ医
    - ニ）地域包括支援センター
    - ホ）居宅介護支援事業所
  - ④ 事業所内部の話し合いで処理が可能な苦情については、スタッフ全員で講ずる措置について協議する。
  - ⑤ 協議結果を報告するため、苦情処理担当者がご利用者、ご家族に説明を行う。状況に応じて、ご自宅に赴き説明するとともに、誠意を持って謝罪する。
  - ⑥ ご利用者の理解・承諾が得られた場合、必要に応じて同意書に署名してもらう。
  - ⑦ 苦情処理報告書を協議した関連機関に提出し、ファイルに保管する。
  - ⑧ 市町村及び国保連の指導 調査に協力する。
3. 職員に対する苦情処理対応の研修計画等（年間の職場内研修及び職場外研修等）
  - ① 年間の職場内研修
    - ・年度初め、年度半ば、年度末を中心に年数回の苦情処理対応マニュアルの学習会を実施する。
    - ・ご利用者からの苦情申立てがあった時点で、原因と対策について検討会を行う。
    - ・年4回実施する家族介護教室に於いて、ご利用者家族から意見・要望を伺う懇談会を実施して、ご利用者の生の声に接する機会を待つ。
    - ・年2回実施する第三者委員会に於いて、受け付けた苦情内容等について報告を行い、対応その他についてご意見を戴く。
  - ② 職場外研修
 

全国老人保健施設協会、長野県介護センター等が主催する研修会に、定期的に数名ずつ職員を派遣する。

〈別紙3〉

## 個人情報 の 利用 目的

サテライト介護老人保健施設なかごみ では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

**【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】**

〔老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - ― 入退所等の管理
  - ― 会計・経理
  - ― 事故等の報告
  - ― 当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち・・・
  - ― 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
  - ― 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - ― 検査検体業務の委託その他の業務委託
  - ― 家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - ― 保険事務の委託
  - ― 審査支払機関へのレセプトの提出
  - ― 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

**【上記以外の利用目的】**

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - ― 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - ― 当施設において行われる学生の実習への協力
  - ― 当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理業務のうち
  - ― 外部監査機関への情報提供

平成30年 8月 1日 制定  
令和1年10月1日 改訂